

## 感染症における出席停止の確認(第3種 その他の感染症について)

学校保健安全法第19条に定められている、感染症の中で、「第3種 その他の感染症」があります。これには、

- 溶連菌感染症
- A型・B型肝炎
- 手足口病
- 伝染性紅斑
- ロタウイルス感染症、ノロウイルス感染症
- サルモネラ感染症(腸チフス・パラチフス除く)、カンピロバクター感染症
- マイコプラズマ感染症
- EBウイルス感染症

などがあり、これらの疾患は「条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症」と定義されています。

これらの感染症にかかったという報告があった場合、

「感染力が強く、感染を広げてしまう可能性があり、学校を休む必要がある」という主治医の指示があった場合に、「出席停止の扱い」になります。

以上の指示があった場合、学校感染症証明書(様式②)を学校へ提出する必要がありますので、保健室まで連絡下さい。(用紙は、保健室及び南風原高校HPにあります)  
尚、その他不明な点がありましたら、保健室まで問い合わせして下さい。



ご協力よろしくお願ひ致します。

